

弁護士制度と外国法事務弁護士制度の比較

弁護士

- 司法試験に合格し、司法修習を終えた者
 - 弁護士として活動するには、**日弁連の名簿登録**が必要（→弁護士会・日弁連の監督・懲戒）
 - 職務：**一般法律事務**（日本法、外国法を含む）
 - 弁護士会及び日弁連の指導・監督
 - 根拠法：弁護士法
- ※ 弁護士数 38,980人(H29.3.31現在)

外国法事務弁護士(外弁)

- 外国の弁護士資格**及び実務経験を有する者
 - 外国法事務弁護士**として活動するには、**法務大臣の承認**と**日弁連の名簿登録**が必要（→日弁連の監督・懲戒）
※ 資格試験の受験等は不要
 - 外国法(原資格国法等)の法律事務**、国際仲裁事件の代理等を職務
例)原資格国法：イギリスの弁護士資格者は、イギリス法が原資格国法となる
※ 我が国における訴訟の代理や刑事弁護、特許出願代理等は不可
 - 根拠法：外弁法(昭和61年法律第66号)
※ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法
- ※ 外国法事務弁護士登録者数 411人(H29.4.1現在)

外国
弁護
士

承認
申請

法務大臣の承認

〔要件〕

- 外国の弁護士資格**
※我が国の**弁護士に相当するものである必要**
- 原資格国における**3年以上**の実務経験
ただし、日本における労務提供期間も**1年**を限度に「3年」に算入可能

登録
請求

日本弁護士 連合会

外国法事務
弁護士名簿
への登録

外国
法事務
弁護
士

事業組織形態の比較

弁護士法人

- 弁護士を社員とする法人
- 職務：**一般法律事務**
（日本法、外国法を含む）
- 支店設置：**可**
- 根拠法：弁護士法(H14.4施行)

外国法共同事業

- 外弁・外弁法人と弁護士・弁護士法人とが組合契約等により共同して行なう事業
- 職務：**一般法律事務**
（日本法、外国法を含む）
- 支店設置：**不可**
- 根拠法：外弁法(H17.4施行)

外国法事務弁護士法人

- 外国法事務弁護士を社員とする法人
- 職務：**外国法(原資格国法等)の法律事務**
- 支店設置：**可**
- 根拠法：外弁法(H28.3施行)